

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第三十四号

##### 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号へ中(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存すること。

別表第一第七号を次のように改める。

#### 七 情報の提供

イ 営業者は、消費者に対し、取り扱う食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「取り扱う食品等」という。）についての安全性に関する情報提供に努めること。

ロ 営業者は、消費者から健康被害（医師により取り扱う食品等に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。）に係る情報の提供を受けたときは、速やかに知事に報告すること。

ハ 営業者は、自主的な検査等により、取り扱う食品等が法第六条又は第十六条（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により販売等を禁止されるものに該当することが判明したときは、速やかに知事に報告すること。

別表第一第八号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 営業者は、イの回収に着手したときは、速やかに知事に報告すること。

#### 附 則

この条例は、平成二十年十一月一日から施行する。